

遊休農地対策の推進（農空間保全地域制度の取り組み）

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例（平成20年4月施行）」で設けられた「農空間保全地域制度」に基づき、農業者、農業団体、そして府民の皆さんと一体となって農空間の保全と活用を進めています。

農空間保全地域について

農空間保全地域の各市町指定状況

市町村名	指定面積 (ha)
豊中市	43.43
池田市	94.93
吹田市	56.15
高槻市	578.87
茨木市	609.83
箕面市	255.35
摂津市	28.22
島本町	11.65
豊能町	261.13
能勢町	928.68
北部合計	2,868.24
府下合計	11,451.20

(平成26年1月現在)

農空間保全地域とは、農空間の公益性を発揮させるべき区域として大阪府が指定したものです。北部管内農地の約90.0%（府下全域では83.5%）が指定され、主に次のところとなっています。

- ・ 農業振興地域内の農用地
- ・ 市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地
- ・ 生産緑地 等



農空間保全地域：茨木市銭原

農空間保全委員会について

農空間保全委員会とは、大阪府、市町村、農業委員会、JA等関係団体で構成する委員会で、農空間の保全・活用について、また遊休農地の解消方策について検討することを目的とした組織です。必要に応じて、市町村ごとに設置されています。（生産緑地のみを保全地域指定している市については設置対象外となっています。）

保全委員会設置状況（平成26年9月末）

保全委員会名	設置年月日
池田市農空間保全委員会	平成21年6月24日
高槻市農空間保全委員会	平成20年9月18日
茨木市農空間保全委員会	平成20年8月11日
箕面市農空間保全委員会	平成20年7月17日
摂津市農空間保全委員会	平成21年3月23日
島本町農空間保全委員会	平成21年2月23日
豊能町農空間保全委員会	平成21年1月15日
能勢町農空間保全委員会	平成20年9月12日

※豊中市、吹田市については設置対象外

遊休農地解消区域指定状況

遊休農地解消対策区域 指定一覧（平成26年9月現在、18地区）

市町村名	地区名	指定年月日	備考
池田市	細河	平成21年9月11日	
	二科	平成21年3月27日	櫻田地区で再指定
高槻市	広法谷	平成22年1月22日	櫻田地区で再指定
	櫻田	平成24年2月6日	
	清水	平成24年2月6日	
	阿武野	平成24年2月6日	
	芥川	平成24年2月6日	
	磐手	平成24年2月6日	
	五領	平成24年2月6日	
	大冠	平成24年2月6日	
三箇牧	平成24年2月6日		
茨木市	見山	平成20年9月30日	
箕面市	新稲	平成21年2月27日	
	大円	平成21年2月27日	
豊能町	高山	平成21年9月30日	
	牧	平成22年9月2日	
	川尻	平成22年9月2日	
能勢町	田尻中	平成20年12月19日	指定解除の予定(H26)
	地黄	平成21年1月30日	指定解除の予定(H26)
	神山	平成21年1月30日	指定解除の予定(H26)

遊休農地解消対策区域は、遊休農地の割合が高い区域や、特に対策を講じることにより当該区域内の農空間の有する公益的機能の確保に十分な効果が期待できる区域として、府知事が指定しています。この「遊休農地解消対策区域」では、農地所有者の意向調査等を行いながら、地域の課題に応じた対策を実施しています。



豊能町牧地区での獣害柵の設置作業

遊休農地の解消について

遊休化が懸念される地区の農地活用のために必要な整備や、既に遊休化してしまった農地の利用促進に必要な支援をしています。ハード、ソフト両面から、地域の課題に応じた取り組みを行っています。

その結果、自己耕作の再開や、農地貸借の促進等によって農地が再生されています。

遊休農地の解消面積 (ha)

平成20年度	7.40
平成21年度	12.29
平成22年度	11.23
平成23年度	11.00
平成24年度	13.19
平成25年度	35.30
合計	90.41

(北部事務所)

活用した事業など

- ・緊急雇用創出基金事業
- ・耕作放棄地再生利用交付金
- ・府単独農空間を再生しよう事業
- ・府単独農空間づくりプラン事業
- ・大阪府みどり公社を介した農地貸借
- ・大阪府準農家制度



高槻市五領地区：耕作放棄地再生利用交付金を活用した市民農園整備

遊休農地の解消事例

事例①：解消対策区域「箕面市新稲地区」



後継者がいないため農地が荒廃していました。貸し借りを進めようにも再生が困難な状態でした。

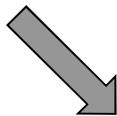


農空間づくりプランや緊急雇用創出事業等により、農地が再生しました。

事例②：解消対策区域「能勢町神山地区」



草や木が生え、農地の形は荒廃していました。



農地の再生に向けて、まずは草刈りから始めました。



草刈を行い、農地の形が見えてきました。この後、一般財団法人大阪府みどり公社を介した農地貸借により、農地が再生しました。

